		1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1877、1878、1881、2473及び2475
55	バレメトスタットトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2008及び2026
56	Ａ型ボツリヌス毒素（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
57	リサンキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1175まで及び1177から1180まで
	（略）	
58	エルトロンボパグ　オラミン（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条第１項に規定する薬事審議会をいう。以下同じ。）が令和６年４月26日に事前の評価を終了したものに係る用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2087
（略）		

		1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1877、1878、1881、2473及び2475
55	バレメトスタットトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2008及び2026
56	Ａ型ボツリヌス毒素（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
57	リサンキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1175まで及び1177から1180まで
	（略）	
58	エルトロンボパグ　オラミン（医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条第１項に規定する薬事審議会をいう。以下同じ。）が令和６年４月26日に事前の評価を終了したものに係る用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2087
（略）		